

## 行政制度調整表

専門部会	3	住民生活部会	分類	3	国保保険給付	中条町担当	町民福祉課	国保年金係	担当者名	
分科会	2	国保・国民年金分科会	調整項目	1	絶対的法定給付	黒川村担当	住民課	国民健康保険係	担当者名	

記載事項		現況		調整方針	備考	
		中条町	黒川村			
療養の給付	3～69歳	給付に要する費用の額の7割	給付に要する費用の額の7割	両町村で差異がないため、現行のとおりとする。		
	3歳未満	給付に要する費用の額の8割	給付に要する費用の額の8割			
	70歳以上	給付に要する費用の額の9割 一定以上所得者は8割	給付に要する費用の額の9割 一定以上所得者は8割			
入院時食事療養費	給付に要する費用の額から標準負担額を引いた額 標準負担限度額 A 一般の被保険者 1日780円 B 市町村民税非課税世帯に属する被保険者 過去1年間の入院期間が90日以下 1日650円 過去1年間の入院期間が90日以上 1日500円 C Bのうち、所得が一定基準に満たない70歳以上の被保険者 1日300円	給付に要する費用の額から標準負担額を引いた額 標準負担限度額 A 一般の被保険者 1日780円 B 市町村民税非課税世帯に属する被保険者 過去1年間の入院期間が90日以下 1日650円 過去1年間の入院期間が90日以上 1日500円 C Bのうち、所得が一定基準に満たない70歳以上の被保険者 1日300円				
特定療養費	特に定められた高度な医療や特別なサービスを含んだ療養を受けた場合、その療養全体にかかる費用のうち一般の保険診察と共通する部分に保険を適用したとき	特に定められた高度な医療や特別なサービスを含んだ療養を受けた場合、その療養全体にかかる費用のうち一般の保険診察と共通する部分に保険を適用したとき				
療養費	療養の給付で果たすことのできなかった役割を補完するとき	療養の給付で果たすことのできなかった役割を補完するとき				
訪問看護療養費	疾病・負傷等により居宅において療養を受ける常態にある者で、かかりつけ医師が必要と認めた者が訪問看護事業者から訪問看護サービスを受けた費用	疾病・負傷等により居宅において療養を受ける常態にある者で、かかりつけ医師が必要と認めた者が訪問看護事業者から訪問看護サービスを受けた費用				
特別療養費	被保険者資格証明書を提示して受けた療養に係る療養費	被保険者資格証明書を提示して受けた療養に係る療養費				

記載事項	現 況		調 整 方 針	備 考
	中 条 町	黒 川 村		
移送費	負傷・疾病等により移動が困難な患者が、医師の指示により一時的、緊急的な必要性があって移送された場合の経費（近隣の医療機関への移送などは対象とならない。）	負傷・疾病等により移動が困難な患者が、医師の指示により一時的、緊急的な必要性があって移送された場合の経費（近隣の医療機関への移送などは対象とならない。）		
高額療養費	<p>被保険者の療養（食事療養を除く）に要した費用に係る自己負担金が高額になった場合、自己負担限度額を超えた額</p> <p>70歳未満の自己負担限度額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上位所得者の世帯 139,800円 + (かかった医療費 - 466,000円) × 1%</li> <li>・一般の世帯 72,300円 + (かかった医療費 - 241,000円) × 1%</li> <li>・市町村民税非課税の世帯 35,400円</li> </ul> <p>70歳以上の自己負担限度額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一定以上所得者 個人単位（外来のみ） 40,200円 世帯単位（入院含む） 72,300円 + (かかった医療費 - 361,500円) × 1%</li> <li>・一般 個人単位（外来のみ） 12,000円 世帯単位（入院含む） 40,200円</li> <li>・市町村民税非課税 個人単位（外来のみ） 8,000円 世帯単位（入院含む） 24,600円 世帯員の所得が一定以上に満たないとき 15,000円</li> </ul>	<p>被保険者の療養（食事療養を除く）に要した費用に係る自己負担金が高額になった場合、自己負担限度額を超えた額</p> <p>70歳未満の自己負担限度額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上位所得者の世帯 139,800円 + (かかった医療費 - 466,000円) × 1%</li> <li>・一般の世帯 72,300円 + (かかった医療費 - 241,000円) × 1%</li> <li>・市町村民税非課税の世帯 35,400円</li> </ul> <p>70歳以上の自己負担限度額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一定以上所得者 個人単位（外来のみ） 40,200円 世帯単位（入院含む） 72,300円 + (かかった医療費 - 361,500円) × 1%</li> <li>・一般 個人単位（外来のみ） 12,000円 世帯単位（入院含む） 40,200円</li> <li>・市町村民税非課税 個人単位（外来のみ） 8,000円 世帯単位（入院含む） 24,600円 世帯員の所得が一定以上に満たないとき 15,000円</li> </ul>		
	<p>受領委任払い</p> <p>40ヶ所の医療機関と協定書を取り交わして 毎月申請書を送付してもらい処理する。</p> <p>賦課台帳で申請書確認する</p> <p>申請書には、高額対象者のレセプトを点検員にぬきだしてもらい、写しを添付する。</p> <p>BSN アイネットの高額療養費支給支援システムにより 入力し、課長決裁までで支払い処理をする。 (毎月25日支払い)</p>	<p>受領委任払い</p> <p>33ヶ所の医療機関と協定書を取り交わして 毎月申請書を送付してもらい処理する。</p> <p>被保険者台帳で申請書の確認</p> <p>申請書には、高額対象レセプトの写しを国保係が添付する。</p> <p>国保連合会の高額療養費選定リストを参考に、高額療養費支給決定 伺いを作成し、支払処理をする。(毎月25日支払い)</p>		

記載事項	現 況		調 整 方 針		備 考																				
	中 条 町	黒 川 村																							
高額療養費  (給付基準)	<p>償還払い</p> <p>該当者から申し出があったら、申請してもらう。 添付書類として、領収書の写しをとる。 支払い処理は受領委任払いと同じ。(毎月月末支払い)</p> <p>該当者の未申請者には、高額療養費支給支援システムにより申請書を送付する。</p>	<p>償還払い</p> <p>該当世帯に高額療養費の申請案内を送付して、申請をしてもらう。 添付書類として、領収書の写しをとる。 支払い処理は受領委任払いと同じ。(随時支払い) 支給決定伺い時、申請書に高額対象レセプトの写しを添付する。</p>																							
	<p>一般 上位所得者、一定以上所得者、低所得 ・ 、低所得者以外の国民健康保険の被保険者</p> <p>上位所得者 被保険者全員(擬主は除く)について国税の所得割の算定にも用いられている「旧ただし書き所得」を合算した額が670万円を超える世帯に属するとき</p> <p>一定以上所得者 同一世帯に一定所得以上(課税所得124万円以上)で70歳以上の被保険者がいるとき ただし、70歳以上の被保険者の収入合計が一定額未満(単身世帯年収450万円未満、2人以上の世帯年収637万円未満)であるときは、届出により一般となる</p> <p>低所得者世帯 世帯の被保険者全員(擬主を含む)に市町村民税が非課税又は免除(所得割も均等割も課されない)されているとき ただし、次の場合は低所得者世帯の対象としない 所得が不明により、市町村民税が課されていないとき</p> <p>市町村民税の賦課期日(1月1日)に日本国内に住所を有していなかったことにより、同月の属する年度の翌年度の市町村民税が課されていないとき</p> <p>低所得 低所得者世帯に属する70歳以上の被保険者</p> <p>低所得者 低所得者世帯に属する70歳以上の被保険者が判定基準所得以下のとき</p>	<p>一般 上位所得者、一定以上所得者、低所得 ・ 、低所得者以外の国民健康保険の被保険者</p> <p>上位所得者 被保険者全員(擬主は除く)について国税の所得割の算定にも用いられている『旧ただし書き所得』を合算した額が670万円を超える世帯に属するとき</p> <p>一定以上所得者 同一の世帯に一定の所得以上(課税所得124万円以上)で70歳以上の被保険者がいるとき ただし、70歳以上の被保険者の収入合計が一定額未満(単身世帯年収450万円未満、2人以上の世帯年収637万円未満)であるときは、届出により一般となる</p> <p>低所得者世帯 世帯の被保険者全員(擬主を含む)に市町村民税が非課税又は免除(所得割も均等割も課されない)されているとき ただし、次の場合は低所得世帯の対象としない ・ 所得が不明により、市町村民税が課されていないとき ・ 市町村民税の賦課期日(1月1日)に日本国内に住所を有していなかったことにより、同月の属する年度の翌年度の市町村民税が課されていないとき</p> <p>低所得 低所得者世帯に属する70歳以上の被保険者</p> <p>低所得 低所得者世帯に属する70歳以上の被保険者が判定基準所得以下のとき</p>																							
関係法令等	国民健康保険法、中条町国民健康保険条例	国民健康保険法、黒川村国民健康保険条例、黒川村国民健康保険高額療養費受領委任払実施要綱	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">財政への影響額</th> <th colspan="2">単位：千円</th> </tr> <tr> <th></th> <th>予算額</th> <th>調整後見込額</th> <th>影響額(増減)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中条町</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>黒川村</td> <td>287,110</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		財政への影響額		単位：千円			予算額	調整後見込額	影響額(増減)	中条町				黒川村	287,110			計				備考 平成15年度当初予算ベース
財政への影響額		単位：千円																							
	予算額	調整後見込額	影響額(増減)																						
中条町																									
黒川村	287,110																								
計																									